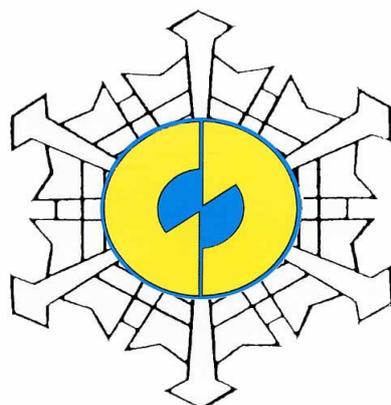


仲多度南部消防組合人事行政の運営等の状況



令和 2 年 1 0 月
仲多度南部消防組合

令和元年度 仲多度南部消防組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び仲多度南部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)第2条の規定に基づき、令和元年度の職員の任用や勤務条件等の人事行政の状況の概要を公表します。

令和2年10月1日

仲多度南部消防組合管理者 片岡 英樹

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます。(地方公務員法第15条)また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員任免状況

(令和元年度 単位:人)

	任 用				退 職		
	採用	昇任	降任	再任	定年	勸奨	その他
消防吏員	3	7					

(2) 採用試験の実施状況

(令和元年度)

種類	区分	内容		職種等
競争試験	大学卒業程度	1次試験	筆記試験	消防職
	高校卒業程度	2次試験	口述試験・体力測定	

(注) 競争試験とは、特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 職員採用状況

(令和元年度)

試験区分	申込者	受験者	1次合格者	採用者	競争率
消防吏員	4人	3人	3人	2人	67%

2 職員数

(1) 所属別職員数の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		職 員 数		
所 属		令和元年度	平成30年度	増減数
消 防 本 部	消 防 長	1 人	1 人	0 人
	次 長	2 人	2 人	0 人
	総 務 課	3 人 (10)	3 人 (8)	0 人
	(総 務 課 付)	3 人	5 人	△ 2 人
	予 防 課	3 人 (12)	3 人 (9)	0 人
	警 防 課	3 人 (12)	2 人 (12)	1 人
	通 信 指 令 課	7 人 (4)	7 人 (5)	0 人
	県 防 災 航 空 隊	1 人	1 人	0 人
	小 計	23 人 (38)	24 人 (24)	△ 1 人
消 防 署	署 長	0 人 (1)	0 人 (1)	0 人
	副 署 長	0 人 (1)	1 人	△ 1 人
	署 長 補 佐	2 人	2 人	0 人
	第 1 消 防 隊	11 人	10 人	1 人
	第 2 消 防 隊	11 人	10 人	1 人
	第 1 救 急 隊	4 人	4 人	0 人
	第 2 救 急 隊	4 人	4 人	0 人
	琴南出張所第1隊	4 人	4 人	0 人
	琴南出張所第2隊	4 人	4 人	0 人
	小 計	40 人 (2)	39 人 (1)	1 人
合 計		63 人 (40)	63 人 (35)	0 人

(注) ()は、兼務職員数

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	合計
職員数	1 人	10 人	7 人	17 人	9 人	7 人	10 人	1 人	1 人	0 人	63 人

II 職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません。(地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項)

職員の給与体系

給与とは、給料と職員手当の合計額

給 料・・・給料表に定める額

職員手当・・・(生活給的手当) 扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当など

・・・(超過労働的手当) 時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当など

・・・(職務給的手当) 管理職手当、特殊勤務手当など

・・・(賞与的手当) 期末手当、勤勉手当

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

住民基本台帳人口 (平成31年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
27,694	621,623	2,934	468,946	75

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
63	211,861	67,397	85,972	365,230	5,797

1. 住民基本台帳人口は、当組合の構成町である、まんのう町及び琴平町の合計です。

2. 職員数は、平成31年4月1日現在の人数で退職手当は含んでいません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	歳	円	円
	35.5	279,284	482,153

(注) 1 【平均給料月額】とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 【平均給与月額】とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等すべての諸手当の額を合計した平均であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 後
消 防 職	大 学 卒	195,500 円	205,000 円
	高 校 卒	160,100 円	170,400 円
一 般 行 政 職	大 学 卒	188,700 円	199,900 円
	高 校 卒	154,900 円	164,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別給料月額状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
消 防 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

3 消防職の級別職員数の状況

区 分	1級	2級	3級	合計	
階 級	消防士	消防副士長	消防士長		
代 表 的 な 役 職 名	係	係	主任		
職 員 数	12 人	10 人	18 人		
構 成 率	19 %	16 %	28 %		
区 分	4級	5級	6級		
階 級	消防司令補	消防司令	消防司令長 消防司令		
代 表 的 な 役 職 名	署長補佐 係長	副署長 主幹	消防長 次長・署長 課長		
職 員 数	14 人	8 人	1 人		63 人
構 成 率	22 %	13 %	2 %		100 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期 別	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6月期	1.3 月	0.925 月
12月期	1.3 月	0.925 月
計	2.6 月	1.85 月
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		

(2) 退職手当

勤 続 年 数	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	19.66 月分	24.58 月分
勤 続 25 年	28.03 月分	33.27 月分
勤 続 35 年	39.75 月分	47.70 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		

(3) 特殊勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	4,974 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	92 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	76 %

特殊勤務手当の種類

(平成31年4月1日現在)

消防自動車機関員手当	消防自動車の運転に従事	1当務	300 円
救急業務手当	救急業務に従事	1出場	300 円
	救急救命士業務に従事	1処置	500 円
水火災等業務手当	水火災等業務に従事	1出場	500 円
救助業務手当	救助業務に従事	1出場	500 円
夜間特殊勤務手当	通信・受付の深夜勤務に従事	2時間超	650 円
		2時間未満	410 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	10,202 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	189 千円

(5) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 令和元年度 決算	支給職員 1人当たり 平均支給額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 7,500円 ・配偶者以外の扶養親族 9,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 14,500円	円 9,773,721	円 264,155
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・家賃 23,000円以下 家賃 — 12,000円 ・家賃 23,000円超 (家賃 — 23,000円)/2 + 11,000円 ※ 最高支給限度額 27,000円	円 3,796,869	円 316,406
通勤手当	【交通機関利用者】 ・6ヶ月定期の運賃相当額 (55,000円以下) 【自動車等利用者】 ・距離区分に応じて 2,700～30,700円	円 2,472,200	円 49,444
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間につき 1時間当給与 × 0.25	円 4,206,198	円 77,893
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員 30,000～60,000円	円 4,800,000	円 533,333
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき 4,200円	円 0	円 0
地域手当	高松市に在勤する職員に支給 ・給料月額(扶養及び管理職手当含む) × 3%	円 98,685	円 98,685

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		報 酬 額	備 考
管 理 者		60,000 円(年額)	
副 管 理 者		50,000 円(年額)	
監 査 員	識 見	40,000 円(年額)	
	議 会	20,000 円(年額)	
組 合 議 員	議 長	50,000 円(年額)	
	副 議 長	45,000 円(年額)	
	議 員	40,000 円(年額)	

Ⅲ 職員の勤務時間、その他の勤務条件に関すること

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています。(地方公務員法第24条第4項、第5項)

1 勤務時間

(平成31年4月1日現在)

	毎日勤務者	交代制勤務者(2交代制)
開始時間	午前8時30分	午前8時30分
終了時間	午後5時15分	午前8時30分
休憩時間	正午～午後1時	正午～午後1時 午後5時15分～午後6時 午後10時～午前7時の間に6時間45分 計8時間30分
週休日	土曜日・日曜日	4週間に8日
1週間の勤務時間	38時間45分	38時間45分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。(地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。)

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭	裁判員、証人、鑑定人等として国会、裁判所、議会等に出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は、骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する7日以内	有給
	保健指導及び健康審査	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊娠中の母体又は健康維持	母体・胎児の健康維持に影響する交通機関等の混雑回避を行う場合	1日を通じて1時間を超えない範囲で必要と認められる期間	有給
	産前休暇	6週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	生後1年に達していない子を育てる場合	生後1年に達していない子を育てる職員が、授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
職員の妻が出産をする場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間で日又は時間	有給	

休暇の種類		事由	期間	給料
特別休暇	男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前6週間、産後8週間の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが適当である場合	5日の範囲内の期間で日又は時間	有給
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
	親族葬儀等の休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1日～7日	有給
	父母追悼	父母の追悼のための特別な行事のため勤務をしないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	有給
	現住居の滅失、破損	災害により職員の現住居が滅失又は破損した場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとと通算して6月を超えない期間	無給	
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給	

(2) 育児休業制度

休暇の種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる期間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的な意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています。(地方公務員法第28条)

分限処分の状況

(令和元年度)

区分	処分者数	処分事由
免職	0人	
降任	0人	
休職	0人	
降給	0人	

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています。

(地方公務員法第29条)

懲戒処分の状況

(令和元年度)

区 分	処 分 者 数	処 分 事 由
戒 告	1 人	パワーハラスメント行為による処分
減 給	0 人	
停 職	0 人	
免 職	0 人	

懲戒処分の公表基準の概要

(平成31年4月1日現在)

公 表 対 象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公 表 内 容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報(所属・役職 段階等)を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある 場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公 表 時 期	処分後、速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも 差し支えない
公 表 方 法	記者クラブへの資料提供、その他適宜の方法

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して 別途の
取扱いをすべき場合があります。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。(地方公務員法第30条)

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など様々な制約が課されています。(地方公務員法第32条～38条)

条例による職務専念義務免除の状況 (令和元年度)

申請件数	承認件数及び人数
一件	一件

営利企業等従事許可の状況 (令和元年度)

内 容	件 数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	一件
自ら営利企業を営むことの許可	一件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	一件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています。(地方公務員法第39条)

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません。(地方公務員法第40条第1項)

1 職員の研修

(令和元年度)

研修期間・教育訓練・研修区分		受講人数	実施回数	
消防大学校	警防科	1人	2回	
香川県消防学校	初任教育	3人	1回	
	幹部教育	上級幹部科	1人	1回
	専科教育	救助科	2人	1回
		危険物科	2人	1回
		予防査察科	2人	1回
		救急科	3人	1回
		特殊災害科	2人	1回
	特別教育	小型移動式クレーン・玉掛け・巻上げ機技能講習	2人	1回
		水難救助講習	2人	1回
		応急手当指導員講習	2人	1回
機関員運転講習		2人	1回	
救急救命士	新規養成研修	1人	1回	
	就業前実習	1人	1回	
	気管挿管臨床実習	1人	1回	
	再教育実習	5人	5回	
	ビデオ喉頭鏡による気管挿管実習	1人	1回	
		人	回	
その他	潜水士免許取得	2人	1回	
	大型自動車免許取得(一部助成)	2人	1回	
		人	回	
		人	回	
		人	回	

2 勤務成績評定の状況

※ 未実施

(平成31年4月1日現在)

評定の目的		職員の士気の高揚並びに活力ある職場作りを推進するとともに、公平かつ公正な人事管理を図ることを目的とする。	
評定者等		(被評定者)	(評定者)
		消防長	管理者
		次長・署長・課長級	消防長
		主幹級以下	所属課長
対象職員	職種	全職種	
	職位	全職位	

3 勤務成績の評定結果の活用

※ 未実施

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません。(地方公務員法第42条)

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり(同第43条第1項)具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。この他、職員は(一財)香川県市町村職員互助会、仲多度南部消防組合職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況

(令和元年度)

区分	内 容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○職員健康診断 <ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断 31 名 人間ドック 32 名 ○ストレスチェック及び面接指導の実施
香川県市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付 <ul style="list-style-type: none"> 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時給付 ○長期給付 <ul style="list-style-type: none"> 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> 保健事業(健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など) 宿泊事業(共済組合直営施設の利用助成) 貯金事業(普通貯金の受入れ) 貸付事業(普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など)

区 分	内 容
香川県 市町村職員 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員掛金 1,000円/月 ○組合負担金 令和元年度決算額 737,000円 1人当たり 12,000円 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業(入学祝金、死亡一時金など)
仲多度南部 消防組合 職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員掛金 1,300円/月 ○組合負担金 なし ○公費負担率 なし ○補助対象事業 なし ○掛金のみで実施する事業 給付事業(結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、退職記念品等)

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います。(地方公務員法第45条第1項)具体的には、地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(令和元年度)

公 務 災 害	通 勤 災 害	計
1 件	0 件	1 件

VIII 公平委員会の業務に関すること

職員は公平委員会に対して、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒、その他意に反する不利益処分を受けたと思うときは、審査請求をすることができます。(同第49条の2第1項)

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。なお、仲多度南部消防組合では、地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	平成30年度末	令和元年度内	令和元年度内	令和元年度末
	継続件数	要求件数	処理件数	継続件数
給与	— 件	— 件	— 件	— 件
旅費	— 件	— 件	— 件	— 件
勤務時間	— 件	— 件	— 件	— 件
休暇	— 件	— 件	— 件	— 件
その他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容		平成30年度末	令和元年度内	令和元年度内	令和元年度末
		継続件数	請求件数	処理件数	継続件数
分限処分	降給	— 件	— 件	— 件	— 件
	降任	— 件	— 件	— 件	— 件
	休職	— 件	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件	— 件
懲戒処分	戒告	— 件	— 件	— 件	— 件
	減給	— 件	— 件	— 件	— 件
	停職	— 件	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件	— 件
その他		— 件	— 件	— 件	— 件
計		0 件	0 件	0 件	0 件